

2025年4月1日

② 入院時生活療養費

療養病床(主として長期にわたり療養を必要とする方のための病床)に入院する65歳以上の被保険者の方には、生活療養(食事・居住費)にかかる費用のうち、下記の標準負担額をお支払い頂きます。

残りは、区市町村が「入院時生活療養費」として負担します。

(詳しくはお住まいの区市町村にお問合せください。)

区分		負担額					
		医療の必要性が低い方 (医療区分1)		医療の必要性が高い方 (医療区分2・3)		指定難病患者	
		食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
一般(住民税課税世帯)		510円	370円	510円	370円	300円	0円
70歳未満 で住民税 非課税	過去1年間の 入院期間が90日 以内	240円	370円	240円	370円	240円	0円
70歳以上 で低所得2 ※1	過去1年間の 入院期間が90日 超	240円	370円	190円	370円	190円	0円
70歳以上で低所得1 ※2		140円	370円	110円	370円	110円	0円
境界層該当 ※3		110円	0円	110円	0円	110円	0円

※1 低所得2:世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※2 低所得1:世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円とする)を差し引いたときに0円となる方

※3 境界層該当:65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について1食110円、1日0円に減額されたとすれば生活保護を必要としない状態になる方

病 院 長